

令和8年度

最上町 住宅支援 パンフレット

「住宅リフォーム支援事業」申請受付期間

令和8年4月2日(木)～4月10日(金)※土日除く

■ご利用の条件

- ・「自ら所有し、自ら居住する住宅」または「空き家を購入または相続・贈与で取得して居住する住宅」であること(“自ら所有”を“2親等までの親族が所有”と読替えることも可)
- ・住宅に居住する全員について国税、地方税、国民健康保険税、介護保険料及び上下水道料金等の諸税に滞納がないこと

■ご利用上の注意

- ・補助金の申請は、必ず工事着手前に行うこと(工事完了後の申請は受付できません)
- ・補助金は申請受付日から期日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき1回の交付です

※申込みが予算額を上回った場合は抽選で決定します

受付期間終了後、申請件数が予算額を上回った場合には、4月13日(月)に抽選を行います

申請件数が予算額に達しなかった場合は4月13日(月)以後予算の範囲内で提出順に受け付けます

持ち家リフォーム支援

○住宅リフォーム工事(令和8年4月2日以後の申請・着工～令和9年3月1日まで完了報告の提出ができる工事)

最上町住宅リフォーム支援事業	
対象世帯	全ての世帯(移住・新婚・子育て世帯以外) 移住・新婚・子育て世帯 ※1
補助率・補助金額	工事費の 20%(上限 24 万円) 工事費の1/3 (上限 30 万円)
上限加算	「やまぽっかりノベ」該当の断熱工事の場合補助上限額に加算あり 「全体改修」の場合 20 万円 、「部分改修」の場合 10 万円 が上記「上限額」に加算されます
施工者	施工者が 県内 に本店又は主たる事務所を有する大工・工務店等であること
要件工事	「基準点表」(右のページ)の要件工事の点数の 合計が10点以上 となる工事 (工事費 50 万円未満の場合は5点以上)
補助対象工事費	要件工事と一緒に行うリフォーム工事の工事費総額 ※システムキッチン交換、屋根の改修・塗装、畳替え等の工事費を含めることができます

※1:対象世帯

移住世帯	令和3年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内の世帯
子育て世帯	平成 20 年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

※2:併用住宅については、**居住部分のみ**が該当となります

※3:補助金の交付は費用総額の支払い後となります

住宅新築支援

○住宅新築工事

(令和8年4月2日以後の申請・着工～令和9年3月31日まで完了報告の提出ができる工事)

最上町新築住宅支援事業	
対象世帯	全ての世帯
補助率・補助金額	工事費の5%(上限 50 万円)
施工者	施工者が 町内 に本店又は主たる事務所を有する大工・工務店等であること ※施工に必要な木材調達も 町内 に本店又は主たる事務所を有する業者となります
要件工事	下記省エネ工事要件のいずれか2つ以上に該当する工事 ①断熱材の使用、②二重窓、ペアガラスの設置、③太陽光発電設備の設置 ④木質エネルギーの暖房設備の設置、⑤その他、環境配慮型の住宅附属品の設置

基準点表 ※長さ、面積、体積を単位とした基準点の計算は、単位に満たない端数を切り捨てて算定した後の合計となります

令和8年度 最上町 工事内容確認表(チェックリスト)					
様式 1-1		※「数量」の表示単位未満は切り捨てる			
区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
やまぼつかりノベ	1-1	全体改修工事(「やまがた省エネ健康住宅」の認証を受けて改修するもの) ※申請時「設計適合証」の写し、完成後補助金請求時「認定証」の写しを提出する	10 点/工事	工事	点
	1-2	窓改修工事(外部に面する住宅の開口部に以下の基準を満たす建具を設置するもの) 外窓交換 熱貫流率(W/m ² ・K) 1.5以下 内窓設置 熱貫流率(W/m ² ・K) 1.5以下 ※別表2(裏面)、製品カタログを添付	5 点/箇所	箇所	点
			5 点/箇所	箇所	点
1-3	部分改修工事(住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に以下の基準を満たす断熱材を使用するもの) ※別表2、製品カタログを添付 ①屋根 熱抵抗値(m ² ・K/W) 6.6以上 ②天井 熱抵抗値(m ² ・K/W) 5.7以上 ③外壁 熱抵抗値(m ² ・K/W) 3.3以上 ④床 熱抵抗値(m ² ・K/W) 3.3以上 ⑤土間床等の外周部分の基礎壁 熱抵抗値(m ² ・K/W) 3.5以上 ※熱抵抗値(m ² ・K/W) = 材料厚さ(mm) ÷ 熱伝導率(W/m・K) ÷ 1,000	2 点/m ² 2 点/m ² 2 点/m ² 2 点/m ² 2 点/m ²	m ² m ² m ² m ² m ²	点 点 点 点 点	
バリアフリー化	2-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事(改修後建具の見付面積)	10 点/m ²	m ²	点
	2-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点/箇所	箇所	点
	2-3	(1) 浴室の床面積を増加させる工事	10 点/m ²	m ²	点
		(2) 浴槽をまたぎ高さを低くする工事	10 点/箇所	箇所	点
		(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2 点/箇所	箇所	点
		(4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3 点/箇所	箇所	点
	2-4	(1) 便所の床面積を増加させる工事	10 点/m ²	m ²	点
		(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	10 点/箇所	箇所	点
		(3) 座便式の便器の座高を高くする工事(例:上面の高さを2cm以上高くする工事)	10 点/箇所	箇所	点
	2-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	2 点/m 2 点/箇所	m 箇所	点 点
(1) 長さ100cm以上の手すりを取り付けるもの (2) 長さ100cm未満の手すりを取り付けるもの					
2-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事	10 点/m ² 5 点/m ² 又は 2 点/箇所	m ² m ² 箇所	点 点 点	
	(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの(5mm以内の高低差範囲内) (2) (1)以外の部分の段差を解消する工事 注:居室や廊下等を面的に上げる(下げる)場合は10点/m ² ・5点/m ² で計算することを基本とする				
2-7	(1) 住宅の出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5 点/箇所	箇所	点	
	(2) 出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1 点/箇所	箇所	点	
	(3)イ 出入口の戸に開閉のための動力装置を設置する工事 (3)ロ 出入口の戸を吊戸方式に変更する工事 (3)ハ イ及びロ以外の工事	10 点/箇所 5 点/箇所 2 点/箇所	箇所 箇所 箇所	点 点 点	
2-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事(製品カタログでノンスリップ加工等が確認できるもの)	1 点/m ²	m ²	点	
2-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点	
克雪化	3-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	2.5 点/箇所 5 点/箇所 10 点/箇所 5 点/階	箇所 箇所 箇所 階分	点 点 点 点
		(1) 雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具を取り付ける工事			
		(2) 雪止めを設置又は取り替える工事 雪止め施工延長(累計) 5m未満 " 延長(累計) 5m以上			
	3-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	10 点/箇所 10 点/箇所 10 点/箇所	箇所 箇所 箇所	点 点 点
(1) 屋根の勾配を大きくする工事(3寸勾配以上にする工事)					
(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事(瓦屋根を金属屋根に改良する場合などが対象) (3) 屋根に雪割板を設置する工事(取り替えも含む)					
3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事(一体工事の場合井戸掘削・ポンプ設置も含む)	10 点/箇所	箇所	点	
材 県 使 産 用 木	4	住宅に県産木材を使用した工事 (県産木材「やまがたの木」認定事業による出荷証明がなされた木材など)	2.5 点/0.1 m ³	m ³	点 (0.1 m ³ 未満切捨て)
				合計	点

(別表2) 断熱リフォーム工事チェックリスト

1. (様式1-1) 1-2に該当する窓等の断熱改修工事

該当	工事の種類	窓等の数	仕様 (建具とガラス又は枠と戸の種類) 又は製品名	熱貫流率U [※] (W/m ² ・K)	基準値	確認欄
□	外窓 交換				1.5 以下	<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>
□	内窓 設置				1.5 以下	<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>
						<input type="checkbox"/>

※熱貫流率Uを製品カタログ又は参考資料で確認し、該当箇所にマーカーを引く等示したうえで添付してください。

2. (様式1-1) 1-3に該当する屋根、天井、床等の断熱改修工事

該当	改修部位	断熱材の種類 又は製品名	厚さ (mm)	熱伝導率 [※] (W/m・K)	熱抵抗値R (m ² ・K/W)	基準値	確認欄
□	屋根					6.6 以上	<input type="checkbox"/>
□	天井					5.7 以上	<input type="checkbox"/>
□	外壁					3.3 以上	<input type="checkbox"/>
□	床					3.3 以上	<input type="checkbox"/>
□	基礎					3.5 以上	<input type="checkbox"/>

※熱伝導率を製品カタログ又は参考資料で確認し、該当箇所にマーカーを引く等示したうえで添付してください。

熱抵抗値 R (m²・K/W) = 材料厚さ (mm) ÷ 熱伝導率 (W/m・K) ÷ 1000